

横須賀市議会実行計画

～未来への羅針盤2023～

令和元年(2019年)5月～令和5年(2023年)4月



目 次

本 編

1 はじめに	1
2 横須賀市議会として取り上げる政策立案・議会改革とその検討時期について	1
▶ 横須賀市議会実行計画 『未来への羅針盤 2023』	5
3 政策課題の選定について	6
4 基本的な考え方について	6
5 選定基準について	6
6 政策等の検証について	7
7 計画の見える化について	7
8 政策検討会議について	8

参考資料

1 各会派及び無会派からの提案課題一覧（令和元年8月29日 政策検討会議資料） …	14
2 提案課題採点結果一覧表（令和元年11月19日 政策検討会議資料）	22
3 提案課題採点結果（令和元年11月19日 政策検討会議資料）	23

未来への羅針盤 2023

本市は三方海に囲まれ、海は身近で親しみのある存在です。その海で、航海には欠かせない、方位を示す「羅針盤」にちなみ、本市議会が常に「市民の皆さまのため」という意識を持ち、その方向性を示すものという意味で、「未来への羅針盤 2023」とサブタイトルを付けました。

また、市民に御好評をいただいている、市議会9階市民ギャラリーの愛称が「羅針の小径」としていることも名称を決定した理由となっています。

1 はじめに

本市議会は平成 22 年 6 月に議決した議会基本条例を最高規範とし、地方分権時代にふさわしい議会の姿を求めて、様々な議会改革に取り組んできました。

これまでも、議会基本条例に掲げた取り組みを着実に進めてきましたが、時代の変化に応じた新たな課題に着手し、政策形成機能を強化するため、議会改革（第 2 ステージ）の柱の一つとして、関東学院大学とのパートナーシップ協定も活用しつつ、政策形成サイクルの確立を検討することとしました。

そして、本会議や委員会審査といった市政のチェック機能に加え、市民の負託に応えるために会派を超えて多様な行政課題への合意形成に努め、政策形成能力を強化することで幅広い住民ニーズを市政に反映させる仕組みを構築し、実行計画として 4 年間の計画を策定しました。

今後は本計画に基づき積極的に政策立案を行い、また、議会改革を進めることにより、誰もが安心して暮らせる、よりよい地域社会の実現を目指します。

2 横須賀市議会として取り上げる政策立案・議会改革とその検討期間について

今期の議員任期の 4 年間を通して横須賀市議会が取り上げる政策立案と議会改革は以下のとおりです。

これらの課題を令和元年 5 月からの 4 年間で計画的に検討及び実施していきます。

【政策立案】

▶ 歯と口腔の健康づくり検討協議会（みんなのお口歯ピネス協議会）

市民の健康づくりに果たす役割の重要性を鑑みて、子どもの頃からの歯の健康維持が将来の歯の維持につながるため、フッ素の洗口液による口腔消毒と歯磨き技術の向上に向けた指導を行い、歯の健康維持を目的とした推進条例を選定し具体的な表記をしていく必要があると考え、選定しました。

令和元年 6 月に協議会を設置し検討を開始。令和 2 年 3 月中旬にパブリックコメントを実施し、6 月定例議会での議案提出を目指します。

▶ 犯罪被害者等支援推進検討協議会

犯罪被害に遭った方等が心身ともに回復し、日常を取り戻すためには、きめ細やかな支援を行なうことが必要です。本市の現状は、既存条例の一文に明記され、相談窓口が設置されていますが、十分に機能しているとも言えないと考えています。

国・県の取り組みでは足りない部分を補い、さらに細やかな支援を最も身近な行政である市が取り組むべきとの判断から具体的な政策を検討し、条例に明記する必要があるために選定しました。

令和２年５月に協議会を設置し、検討を開始する予定です。

▶ こどもの権利条例

現在、子どもの虐待、貧困に関するニュースが後を絶たず、早急な対策が必要な社会的問題となっています。子ども達が人としての基盤となる「信頼感」「安心感」などの土台をしっかりと育むことによって強く逞しく人生を生き抜く力を持てるように選定しました。

令和２年１２月に協議会を設置し、検討を開始する予定です。

なお、現在、国が批准している子どもの権利条約に書かれている権利は幅広いものであるため、協議会を設置するには優先度を踏まえて課題を絞ること、また、子どもの権利を守るためにすべての課題に対して政策を検討する必要性などを政策検討会議で協議していきます。

▶ 交通基本条例

人口減少・少子高齢化が急速に進行している本市において、まちづくりを考える上で公共交通の維持は喫緊の課題となっています。将来にわたって交通過疎地域をつくらないように、鉄道を基軸とした将来的な交通網に対する本市の方向性を示す必要があるために選定しました。

令和３年１２月に協議会を設置し、検討を開始する予定です。

▶ 広報広聴会議からの提案課題

横須賀市議会では広報広聴会議を中心に市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るため、議案等の審議に関する事項その他重要と認められる事項について、市民に報告を行っています。今期に議会報

告会のあり方の見直しを行います。広報広聴会議が報告会等の際にいただいたご意見の中から早急に政策につなげるべきであると判断した課題があった場合は、その課題に対する政策を検討するため、協議会を設置する予定です。

【議会改革】

▶ 反問権の付与について／議会制度検討会議

本会議での一般質問等における議論を活性化し、より市民に分かりやすい議論を行うために、反問権の導入及び導入に向けた運用基準を整備について令和元年度から検討を開始し、令和元年度12月定例議会から試行を開始しました。令和2年度には試行の検証を行います。

▶ 議員定数の見直し／議会制度検討会議

本市の人口減少及び財政状況を鑑み、また、積極的な政策立案や効果的な監視機能の強化を踏まえた議員定数について令和2年度から検討を開始する予定です。

▶ 市議会アンケートの実施／広報広聴会議

市民の議会に対する認識を把握するため、議会に対する市民アンケートを令和元年12月から令和2年1月にかけて実施しました。今後、アンケート結果を分析し、議会改革の参考にしていきます。

▶ 議会報告会の見直し／広報広聴会議

議会報告会のあり方について、特定の対象や特定のテーマを定め市民から意見を聴取する等の手法と併せ、見直しに向けた検討を令和元年度から令和2年度にかけて行っています。

▶ 市議会だよりの見直し／広報広聴会議

市議会だよりの掲載内容、判型、配布方法等について、市議会アンケートにおける市民意見も踏まえ、見直しに向けた検討を令和元年度から令和2年度にかけて行っています。

▶ 出退掲示板の電子化／議会ＩＣＴ化運営協議会

老朽化した議員出退掲示板を電子化し、来庁者に対して見やすい表示とするとともに、議会からのお知らせ等を表示することを検討します。また、掲示板への広告表示導入の可否も併せて検討します。

令和元年度から令和３年度までの検討を予定していますが、検討時期にかかわらず、検討の結果、導入と決定した項目については、適宜実施していきます。

▶ 議案・議案説明資料・一般質問の議員提供資料のインターネット公開／議会ＩＣＴ化運営協議会

議会のインターネット中継視聴者にも議事内容が分かりやすく伝わるよう、議案・議案説明資料をインターネット上に公開することを検討します。令和元年度から令和３年度までの検討を予定していますが、検討時期にかかわらず、検討の結果、導入と決定した項目については、適宜実施していきます。

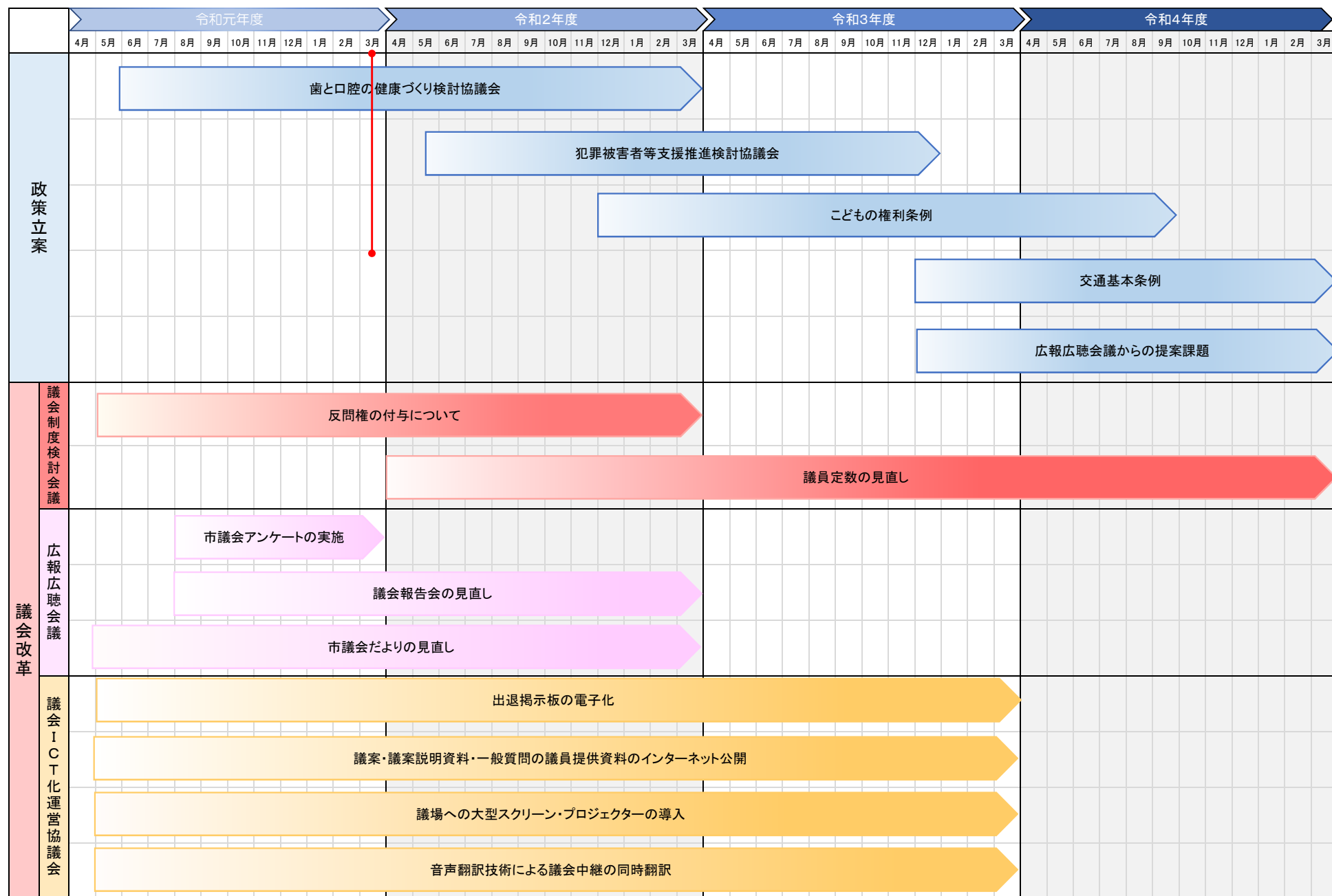
▶ 議場への大型スクリーン・プロジェクターの導入／議会ＩＣＴ化運営協議会

一般質問時等に使用する議員作成資料を表示するため、議場に大型機器（スクリーン・プロジェクター等）を設置し、分かりやすい議事運営の実施を検討します。令和元年度から令和３年度までの検討を予定していますが、検討時期にかかわらず、検討の結果、導入と決定した項目については、適宜実施していきます。

▶ 音声翻訳技術による議会中継の同時翻訳／議会ＩＣＴ化運営協議会

聴覚障害者にも分かりやすい議会とするため、音声自動翻訳技術を活用し、議会中継の同時翻訳実施を検討します。なお、導入にあたっては、翻訳技術の水準を勘案します。令和元年度から令和３年度までの検討を予定していますが、検討時期にかかわらず、検討の結果、導入と決定した項目については、適宜実施していきます。

横須賀市議会実行計画『未来への羅針盤2023』



3 政策課題の選定について

実行計画に位置づける政策課題の選定は、政策検討会議において各会派から提案されたテーマの内容に応じて、次の基本的な考え方のもと、まず最初に「提案の趣旨に全会派が賛同し、議会全体で実行計画として取り組むことが相応しい課題」を確認し、取り組むべきと確認された課題に対し、選定基準に基づき、評価を行いました。

4 基本的な考え方について

- (1) 「政策立案」であることを基本に、「条例制定」及び「政策提案」のいずれかを行うものとし、最終的な選択は詳細な検討を行う課題別検討会議で協議します。
- (2) 4年間の実行計画の対象期間を考慮し、2年間ごと、前期、後期の二つに分けます。
- (3) 後期の計画については、前期末に本市を取り巻く社会情勢や行政課題などの変化を踏まえて、再度協議を行います。
- (4) 選定しなかった政策課題については、実行計画を進行管理する中で、本市を取り巻く社会情勢や行政課題などを踏まえて、その取り扱いの必要性などを検討します。

5 選定基準について

提案の趣旨に全会派が賛同し、議会全体で実行計画として取り組むことが相応しいと確認されたテーマについて、下記の項目により評価・選定を行います。

- ア 共通度・・・議会全体として取り組むべき程度（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- イ 市民生活度・・・提案されたテーマや取り組みが、市民及び市民生活に及ぼす影響の範囲と程度
（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- ウ 市民満足度・・・提案されたテーマや取り組みが、市民や市政の抱える課題の解決に有効であり、地域や経済の活性化、地域や市民の福祉に有益となる程度（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- エ 緊急度・・・早期に解決すべき課題（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- オ 提案数・・・テーマを提出した会派数（3会派以上⇒3、2会派⇒2、1会派⇒1）

6 政策等の検証について

政策を有効的に実施していくためには、不断の見直しと改善を行っていくことが必要であり、そのためにはPDCAサイクルとしてPlan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を順次行い、政策がうまく機能しているか、意図した効果が得られているか、費用に見合っているかなど、政策の改善につなげるために検証を行う必要があります。

計画を立てても目標が達成されないと意味がありません。そのためにも横須賀市議会では課題別検討会議で協議を行った政策条例及び政策提案については、政策立案後に検証を行うこととし、その仕組みづくりを行いました。

検証を行う方法はさまざまあると思いますが、検証を行うにしても事業執行後、一定の期間が必要と考えられ、その時点では課題別検討会議は解散していることから、各部門別常任委員会による所管事務調査として検証・評価を行い、部局に報告を求めていくことにしました。



7 計画の見える化について

これまで発信されている情報は、議案の審査等に係る経過と結果を中心としたものです。しかし、「議員や議会はそれ以外に何をしているかわからない」という問題点がありました。

今回策定した1期4年間の実行計画では、政策立案だけではなく、これまで議会制度検討会議、広報広聴会議、議会ICT化運営協議会で検討を行ってきた議会改革に関する課題についても、その工程を盛り込み、見える化を図ることにしました。

どうしてそうなったのか、というプロセスを見せることやそのことを伝える議会広報の強化や体制づくりを検討し、本当に市民が必要な情報を共有しているかという視点から、見える化を常に考え、市民の誰もが、知りたいときに容易に情報を得ることができる状態にするよう努めていきます。

8 政策検討会議について

政策検討会議の設置

政策形成機能の強化を行う必要性から、個別の課題検討し、議員提案や市長等への政策提言を行うための課題別検討会議の設置など、市議会の政策形成サイクルを回すための推進組織として横須賀市議会基本条例第22条の規定に基づき平成29年5月1日に設置されました。

平成29年5月～平成31年4月

	氏名	会派
委員長	板橋 衛	公明党
副委員長	田辺昭人	自由民主党
委員	井口一彦	自由民主党（～H29.9.6）
委員	青木哲正	自由民主党（H29.9.7～）
委員	矢島真知子	無所属みらい
委員	二見英一	公明党
委員	伊関功滋	研政
委員	山口道夫	市政同友会
委員	大村洋子	日本共産党
オブザーバー	藤野英明	無会派

検討経過

第1回 平成29年5月11日

委員長の互選、副委員長の互選、委員の追加選出、議席の指定について協議を行った。

第2回 平成29年6月15日

政策検討会議運営要綱及び、政策検討会議の所掌事務について確認を行った。

本市議会の実行計画を策定するに当たり、参考とする大津市議会ミッションロードマップの説明を聴取し協議を行った。

第3回 平成29年9月7日

選定基準の設定について、協議を行った。

各会派より提案された実行計画に位置付ける課題の趣旨説明を聴取し質疑を行った。

ごみ屋敷対策検討協議会からの報告を受け、条例素案のパブリック・コメント実施前に、委員以外の議員を対象とした説明会を実施する必要性について協議を行い、実施方法及び時期を決定した。

第4回 平成29年11月20日

課題別検討会議で協議した政策条例案の取り扱いに

ついて協議を行った。

提案課題の選定について協議を行い、各委員等から提出された採点結果に基づき、上位9つの課題について担当部局の意見を聴取することとした。

第5回 平成30年2月8日

各会派等から提出された課題に対する一次評価の結果及び部局の意見を考慮し、今期に検討する課題について協議を行った。また、提案課題の選定及び今期に選ばれなかった課題の取り扱いについて協議を行った。

第6回 平成30年2月22日

提案課題の選定について協議を行い、今期に検討する課題をがん対策推進条例とし、がん対策検討協議会の設置を決定した。

第7回 平成30年4月23日

今後の協議事項について協議を行った。

第8回 平成30年5月29日

議会の取り組み全体を網羅した実行計画策定の必要性について協議を行った。

パブリック・コメント手続き方法について検討を行った。

広報広聴会議委員長からの報告の取り扱いについて協議を行った。

第9回 平成30年6月21日

議会の取り組み全体を網羅した実行計画策定の必要性について協議を行った。

パブリック・コメント手続き方法について検討を行った。

広報広聴会議委員長からの報告の取り扱いについて協議を行い、議会報告会における市民意見の報告は、緊急に対応する必要性のある課題はないものとし、今後の実行計画の策定の際の参考資料として、各会派で活用することとした。

がん対策検討協議会からの進捗報告について協議を行った。

第10回 平成30年7月30日

パブリック・コメント手続き方法について検討し、議会としてパブリック・コメントに関する要綱を策定することとした。

政策形成サイクルと課題に関する今後の協議事項について協議を行った。

第11回 平成30年8月23日

横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱（案）について、協議を行った。

政策立案後の検証の必要性について協議を行い、常任委員会の所管事務調査として行うこととした。

課題別検討会議の進捗管理方法について及び改選後の対応と改選前に課題を決定することの是非について協議を行った。

第12回 平成30年10月5日

横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱（案）について協議を行い、要綱（案）を策定した。

政策立案後の検証方法について協議を行い、検証方法を決定した。

課題別検討会議の進捗管理は不要とし、実行計画や政策形成サイクルの進捗管理について協議を行った。

改選後の対応と改選前に課題を決定することの是非について協議を行い、来期初めに検討する課題を決定しないこととした。

第13回 平成30年11月20日

議会運営委員会申し合わせ事項の改正及び政策検討会議運営要綱の改正について協議を行い、案のとおりとすることとした。

第14回 平成31年1月28日

政策形成サイクルと課題に対する協議結果について協議を行い、これまでの協議結果の内容を確認した。

令和元年5月～

	氏名	会派
委員長	石山 満	公明党
副委員長	伊関功滋	よこすか未来会議
委員	高橋英昭	よこすか未来会議
委員	南まさみ	自由民主党
委員	二見英一	公明党
委員	大村洋子	日本共産党
オブザーバー	藤野英明	無会派

検討経過

第1回 令和元年5月29日

委員長の互選、副委員長の互選、委員の追加選出、議席の指定について協議を行った。

実行計画の策定について協議を行い、前期に提案された課題の中から今年度検討すべき課題を1つ程度選出することとした。

第2回 令和元年6月19日

提案課題の選定について協議を行い、検討する課題は歯と口腔の健康づくり条例とし、歯と口腔の健康づ

くり検討協議会（通称：みんなのお口歯ピネス協議会）の設置を決定した。

今期の計画に位置付ける提案課題を各会派及び無会派議員から募集することとした。

第3回 令和元年8月29日

選定基準の選定について協議を行い、基準の改正を行った。

実行計画策定に係る提案について協議を行い、各会派及びオブザーバー委員から提出された政策課題の趣旨説明、それに対する質問、意見の聴取を行った。

広報広聴会議委員長からの報告の取り扱いについて協議を行い、議会報告会における市民意見の報告は、今後の実行計画の策定の際の参考資料として、各会派で活用することとした。

第4回 令和元年11月19日

提案課題の選定について協議を行い、各委員等から提出された採点結果に基づき、6位までの8つの課題について、担当部局の意見を聴取することとした。

広報広聴会議委員長からの報告の取り扱いについて協議を行い、議会報告会における市民意見の報告は、緊急に対応する必要性のある課題はないものとし、今後の実行計画の策定の際の参考資料として、各会派で活用することとした。

議会改革の見える化について協議を行い、他の協議会に議会改革に位置づけられる主要な課題の選定を依頼することとした。

第5回 令和2年1月30日

各会派等から提出された課題に対する一次評価の結果及び部局の意見を考慮し、今期に検討する課題について協議を行った。

議会改革の見える化について協議を行い、他の協議会の回答のとおり、実行計画に掲載することとした。

第6回 令和2年2月7日

実行計画に位置付ける提案課題の選定について協議を行った。

第7回 令和2年3月4日

実行計画に位置付ける提案課題の選定について協議を行い、次のとおり課題及び検討時期を決定した。

- ・（仮称）犯罪被害者等支援推進条例
令和2年5月から検討開始予定
 - ・こどもの権利条例
令和2年12月から検討開始予定
 - ・交通基本条例
令和3年12月から検討開始予定
- 横須賀市議会実行計画について協議を行った。

第8回 令和2年3月17日

横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤 2023」を策定した。

参考資料



	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定	公文書管理 （仮称：公文書管理条例）	1988年に施行された公文書館法だが、公文書館は全国約4%にあたる74自治体にしか設置されていない。公文書管理は、必ずしも専用施設を必要とするものではないが、市史編纂資料の取り扱いなどを見ても、専門の史書（アーキビスト）と文書管理に適した環境の整備は必要だ。この観点から、公文書館の是非と並行して、全国19自治体で成立しているという公文書管理条例についても検討する。公文書館法が議員立法で成立した経緯も踏まえ、本市でも市長提案ではなく議員提案で検討することに大きな意義がある。また、必置の議会図書室だが、現在十分に活かされているとは言えない。議会図書室は公共図書館や公文書館を兼ねることもできるため、市政情報コーナーを併合する形での公文書館（兼議会図書館）設置を検討すべきだ。
2	条例制定	隣人トラブルへの対処 （仮称：安全・安心なまちづくり条例）	隣人トラブルは、人権侵害が現に行われていても、現行の法令の下では行政として対処ができないケースも多い。また、樹木の越境によるトラブルも近年多発しており、ゴミ屋敷同様に福祉的対処を必要とするケースも多い。 こうしたことから、奈良県平群町では「安全で安心な町づくりに関する条例」を整備し、環境基準を超える騒音やごみの放置といったいやがらせ行為に行政が対処できるようにしている。 これらを参考に、多発する隣人トラブルへの対処のあり方について検討したい。
3	条例制定	路上禁煙と喫煙場所の整備 （仮称：受動喫煙禁止条例）	ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙や禁煙に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討すべき。併せて、喫煙権への配慮と現実として便利な場所に喫煙場所がなければ路上喫煙をしてしまうという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても検討したい。

4	条例制定	町内会・自治会の法人化	現在、町内会・自治会の法人化率は39.5%である。今後、会館などの建て替えが必要となった際、町内会館など地縁団体の所有権が多人数に及んでいる場合等の問題を解決するための条例の検討を行う。
5	条例制定	若者の政治参加 (仮称：横須賀市若者条例および若者 会議条例)	若者の政治参加を推進し、若者の力をまちづくりに活かすため、若者政策の策定及び実施に関する事項を調査審議してもらうための附属機関として、「横須賀市若者会議」を設置する。※新城市の「若者議会」の設置を参考

	分類	テーマ（項目）	取組内容
	条例制定	狭あい道路の整備促進に関する条例 【R01. 11. 19 取り下げ】	狭あい道路では日常生活の通行をはじめ、災害時の消防・救急活動などに支障をきたすことが予想されるが、なかなか整備は進んでいない状況である。 狭あい道路の整備を促進するため必要な事項を定め、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、安全で良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。
11	条例制定	（仮称）犯罪被害者等支援推進条例の制定 【R01. 11. 19 追加提案】	突然の犯罪被害に遭った方々は、被害そのもののダメージに加えて、心身ともに健康が損なわれ、時には学校や職場にも通えなくなるなど経済的に追い込まれ社会参加も困難になるなど全てが変わってしまう為、犯罪被害に遭った方々の全人的な回復の為にきめ細やかな支援を行なうことが必要だ。すでに国の法律、県の条例は存在するが、当事者団体の方々からは国・県の取り組みでは足りない部分を補い、さらに細やかな支援を最も身近な行政である本市が取り組むべきとのご意見を長年にわたって頂いている。既存の市条例に一部言及があり相談窓口も設置されているが、十分に機能しているとも言えない。これまでの行政側の対応を改める為にも、議会主導で当事者団体の方々のニーズを伺い、本市単独の条例を作るべきだ。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
6	条例制定	（仮称）健康寿命日本一条例	健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言い、医療や介護の発展により年々寿命が延伸している中で、いかに健康寿命を保つかが重要である。これからの人生 100 年時代を視野に入れ、バランスの良い食生活や適度な運動、社会参加を推進し、市民に対して主体的な健康の維持増進への取組を奨励することを目的とするもの。
7	条例制定	交通基本条例	人口減少・少子高齢化が他市に先行して急速に進行する本市にあって、地理的特性である高台地域や鉄道路線の無い地域などの市民の移動手段をどのように確保していくのか、また、国道 357 号の南下延伸計画や横須賀新港での新規フェリー定期航路の開設、さらにはルートミュージアムの観光路線の開拓など、どのように経済活性化を効果的に図る交通網体系を構築していくのかなど、新時代の横須賀のまちづくりを考えると公共交通は喫緊の重要な課題となっている。一方、近年多発している痛ましい交通事故にも配慮しなければならない。 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策を推進する必要性も高まっている。公共交通の将来像を描いた「公共交通網のグランドデザイン」を策定し、このグランドデザインの具体化として、鉄道を基軸とした基幹公共交通の機能強化や、分かりやすく利便性の高いバス路線網の再編、さらには交通不便地域の解消や未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策などの取組みを進めることを目的とする。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
8	条例制定	公契約条例の制定	働く人々の雇用状況は大変厳しい。 自治体が発注する業務で働く人々が低賃金しか支払われていない。いわゆる「官製ワーキングプア」とならぬよう条例を制定したい。
9	条例制定	（仮称）くらし支えあい条例の制定	市民の日々のくらしの中におけるあらゆる困りごとを断片的に対応するのではなく、根本的な解決のために仕組みを整える。
10	条例制定	（仮称）再生可能エネルギー振興条例の制定	市域にソーラーパネル等の再生可能エネルギー事業施設をたくさん作ることによって、地域内における経済循環を起こし、効果を上げる。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
11	条例制定	（仮称）犯罪被害者等支援推進条例の制定	突然の犯罪被害に遭った方々は、被害そのもののダメージに加えて、心身ともに健康が損なわれ、時には学校や職場にも通えなくなるなど経済的に追い込まれ社会参加も困難になるなど全てが変わってしまう為、犯罪被害に遭った方々の全人的な回復の為にきめ細やかな支援を行なうことが必要だ。すでに国の法律、県の条例は存在するが、当事者団体の方々からは国・県の取り組みでは足りない部分を補い、さらに細やかな支援を最も身近な行政である本市が取り組むべきとのご意見を長年にわたって頂いている。既存の市条例に一部言及があり相談窓口も設置されているが、十分に機能しているとも言えない。これまでの行政側の対応を改める為にも、議会主導で当事者団体の方々のニーズを伺い、本市単独の条例を作るべきだ。
12	条例制定	（仮称）包括的な差別禁止条例の制定	横須賀市は 2007 年に市制 100 周年記念式典において「横須賀市人権都市宣言」を行い、2009 年に「人権施策推進指針」を策定し取り組みを進めてきた。L G B T s、外国につながりのある方々、インターネットによる人権侵害など多数の新たな課題が増加している中 10 年が経過した昨年になってようやく初めて改訂をした。宣言で人権尊重を謳いつつも、包括的な差別禁止を規定した条例による法的根拠が無い為に、個別の課題への対応を求める議会からの提案に行政側は場当たりの対応をしてきたと言わざるを得ない。一方で他都市ではヘイトスピーチなどを禁止する包括的な差別禁止の条例案の検討が川崎市や相模原市で始まっている。本市においても日常生活のあらゆる場面における差別・偏見によって苦しんでいる市民の誰もが人権を尊重されて安心して暮らせるように、そして「横須賀市人権都市宣言」を実現する為にも、議会提案で包括的な差別禁止を目指す条例を作るべきだ。

13	条例制定	(仮称) 自殺対策推進条例の制定	自殺による犠牲者がようやく2万人台に減少しつつあるが、先進国をみてもこれほどの犠牲者が出ているわが国は異常な状況だ。全国的にみると神奈川県の上自殺率は低い、本市の上自殺率は常に県の上自殺率を上回っている。犠牲者数も1年おきに増減を繰り返す上確実な減少傾向とは言えない状況が続いている。本市行政は、自殺対策基本法改正に伴って策定が義務化された「自殺対策計画」を2019年に策定し、施策推進の為に「自殺対策推進協議会」をスタートさせた。 しかし本市の上自殺対策は課題が山積みだ。計画策定の為の基礎資料として実施した市民アンケート調査では半数以上が自殺対策の取り組みを何も知らないと回答するなど市民意識は喚起できていない。アンケートの実施に際しては教育委員会の反対が強く、実際は若年層の上自殺や自殺未遂こそ大きな課題であるのに未成年を調査対象に含むことができなかった。加えて国の求める「SOSの出し方教育」の取り組みも本市では不十分である。対策の大きな柱である「横須賀こころの電話」も委託先NPOの弱体化によりこころの電話事業の継続そのものの危機的状況にある。全国的に先駆けとして自殺対策事業を推進してきた本市も実際は脆弱で取り組みが不十分なのだ。 そこで、これまでの行政側の取り組みの限界を超えてさらに自殺犠牲者を着実に減らしていく為に、議会提案による条例化が不可欠だ。例えば、本市が自殺による犠牲者を可能な限り減らすことを強く宣言すること。犠牲者数を着実に減少させていく取り組みが安定的に継続できるように支援側の人材確保や財源確保などを明記すること。本来は必要なのに現在実施されていない若年層向けの意識調査を実施すること。計画策定の為だけに実施された市民意識調査を定期的に実施すること。全年代・定期的な市民意識調査に基づいて毎年対策を検討すること。自殺にかかわる当事者及び遺族の生の声を実際にお聞きする心理学的剖検を実施すること。その上で本当に必要な取り組みを実施すること。各施策実現の為に財政的な措置を取ること。法定の上自殺対策計画の結果を毎年必ず市議会に報告させること。議会による意見や提案を施策に反映させていくこと。こうした取り組みを条例化によって法的根拠のあるものとする事で、本市の上自殺対策をより精度の高いものにしなければならない。自殺犠牲者ゼロをめざすことは「誰もひとりにさせないまち」の実現そのものだ。
----	------	------------------	--

14	条例制定	(仮称) 横須賀市こどもの権利条例	子どもの権利条約を日本が批准して 25 年が経つが、子どもの 7 人に 1 人が貧困であり、児童虐待のニュースは後を絶たず、いじめは社会問題化し、子どもの死因のトップは自殺である。これらの問題は本市においても決して他人ごとではない。この条約の理念を、市民が身近に思い、まちぐるみで子育てを支える機運を高めるため、市民参加型で策定を行い、子ども・子育てに係る施策の考えの基本を示して未来にわたって安心して子育てできるまちづくりの実現を図る。
----	------	-------------------	--

提案課題採点結果一覧表

番号	名称	得点
1	公文書管理	59
2	隣人トラブルへの対処	71
3	路上禁煙と喫煙場所の整備	67
4	町内会・自治会の法人化	53
5	若者の政治参加	69
6	健康寿命日本一条例	77
7	交通基本条例	75
8	公契約条例	69
9	くらし支えあい条例	63
10	再生可能エネルギー振興条例	57
11	犯罪被害者等支援推進条例	86
12	包括的な差別禁止条例	65
13	自殺対策推進条例	69
14	こどもの権利条例	89

順位	番号	名称(略)	得点
1	14	こどもの権利条例	89
2	11	犯罪被害者等支援推進条例	86
3	6	健康寿命日本一条例	77
4	7	交通基本条例	75
5	2	隣人トラブルへの対処	71
6	5	若者の政治参加	69
6	8	公契約条例	69
6	13	自殺対策推進条例	69
9	3	路上禁煙と喫煙場所の整備	67
10	12	包括的な差別禁止条例	65
10	9	くらし支えあい条例	63
12	1	公文書管理	59
13	10	再生可能エネルギー振興条例	57
13	4	町内会・自治会の法人化	53

提案課題採点結果

1	【課 題】公文書管理（よこすか未来会議）						59
	【趣旨説明（抜粋）】 公文書管理は、必ずしも専用施設を必要とするものではないが、市史編纂資料の取り扱いなどを見ても、専門の史書（アーキビスト）と文書管理に適した環境の整備は必要である。この観点から、公文書館の是非と並行して、全国 19 自治体で成立しているという公文書管理条例についても検討する。						
項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	3	3	1	15	
自由 民主党	5	1	1	1	1	9	
公明党	5	1	1	1	1	9	
日本 共産党	3	3	3	3	1	13	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

2	【課 題】隣人トラブルへの対処（よこすか未来会議）						71
	【趣旨説明（抜粋）】 隣人トラブルは、人権侵害が現に行われていても、現行の法令の下では行政として対処ができないケースも多い。また、樹木の越境によるトラブルも近年多発しており、ゴミ屋敷同様に福祉的対処を必要とするケースも多い。 こうしたことから、条例を整備し、環境基準を超える騒音やごみの放置といったいやがらせ行為に行政が対処できるようにしている他都市の事例を参考に、多発する隣人トラブルへの対処のあり方について検討したい。						
項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	3	5	5	5	1	19	
自由 民主党	1	1	1	1	1	5	
公明党	5	5	3	5	1	19	
日本 共産党	1	5	3	5	1	15	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

3

【課 題】路上禁煙と喫煙場所の整備（よこすか未来会議）

【趣旨説明（抜粋）】

ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙や禁煙に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討するべきである。併せて、喫煙権への配慮と現実として便利な場所に喫煙場所がなければ路上喫煙をしてしまうという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても検討したい。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	5	3	3	1	17	
自由 民主党	3	3	3	3	1	13	
公明党	3	3	5	1	1	13	
日本 共産党	3	3	3	3	1	13	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	1	1	11	

4

【課 題】町内会・自治会の法人化（よこすか未来会議）

【趣旨説明（抜粋）】

現在、町内会・自治会の法人化率は39.5%である。今後、会館などの建て替えが必要となった際、町内会館など地縁団体の所有権が多数に及んでいる場合等の問題を解決するための条例の検討を行う。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	5	3	1	1	15	
自由 民主党	3	3	1	1	1	9	
公明党	3	1	1	1	1	7	
日本 共産党	1	3	3	1	1	9	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

5

【課 題】若者の政治参加（よこすか未来会議）

【趣旨説明（抜粋）】

若者の政治参加を推進し、若者の力をまちづくりに活かすため、若者政策の策定及び実施に関する事項を調査審議してもらうための附属機関として、「横須賀市若者会議」を設置する。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	5	5	5	1	21	
自由 民主党	3	3	1	1	1	9	
公明党	5	3	3	3	1	15	
日本 共産党	3	3	1	3	1	11	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

【課 題】（仮称）健康寿命日本一条例（公明党）

6

【趣旨説明（抜粋）】

健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言い、医療や介護の発展により年々寿命が延伸している中で、いかに健康寿命を保つかが重要である。これからの人生 100 年時代を視野に入れ、バランスの良い食生活や適度な運動、社会参加を推進し、市民に対して主体的な健康の維持増進への取組を奨励することを目的とする。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	3	5	1	17	
自由 民主党	5	5	3	1	1	15	
公明党	5	5	3	5	1	19	
日本 共産党	3	3	3	3	1	13	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

【課 題】交通基本条例（公明党）

【趣旨説明（抜粋）】

7 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策を推進する必要性も高まっている。公共交通の将来像を描いた「公共交通網のグランドデザイン」を策定し、このグランドデザインの具体化として、鉄道を基軸とした基幹公共交通の機能強化や、分かりやすく利便性の高いバス路線網の再編、さらには交通不便地域の解消や未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策などの取組みを進めることを目的とする。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	5	3	3	1	17	
自由 民主党	3	3	3	1	1	11	
公明党	5	3	3	3	1	15	
日本 共産党	3	5	5	5	1	19	
(オブザーバー) 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

【課 題】公契約条例の制定（日本共産党）

8

【趣旨説明（抜粋）】

働く人々の雇用状況は大変厳しく、自治体が発注する業務で働く人々が低賃金しか支払われていない。
いわゆる「官製ワーキングプア」とならぬよう条例の制度を目的とする。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	5	3	1	17	
自由 民主党	3	3	3	1	1	11	
公明党	3	1	1	1	1	7	
日本 共産党	5	5	5	5	1	21	
(オブザーバー) 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

9

【課 題】（仮称）くらし支えあい条例の制定（日本共産党）

【趣旨説明（抜粋）】

市民の日々のくらしの中におけるあらゆる困りごとを断片的に対応するのではなく、根本的な解決のために仕組みを整えることを目的とする。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	3	3	1	15	
自由 民主党	3	3	1	1	1	9	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本 共産党	5	5	5	5	1	21	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

10

【課 題】（仮称）再生可能エネルギー振興条例の制定（日本共産党）

【趣旨説明（抜粋）】

市域にソーラーパネル等の再生可能エネルギー事業をたくさん作ることによって、地域内における経済循環を起こし、効果を上げることが目的とする。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	3	3	3	1	1	11	
自由 民主党	3	1	1	1	1	7	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本 共産党	5	5	5	5	1	21	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	1	13	

11

【課 題】（仮称）犯罪被害者等支援推進条例（自由民主党／藤野英明委員）

【趣旨説明（抜粋）】

犯罪被害に遭った方々の全人的な回復の為にきめ細やかな支援において国・県の取り組みでは足りない部分を補い、さらに細やかな支援を最も身近な行政である本市が取り組むべきである。また、既存の市条例に一部言及があり相談窓口も設置されているが、十分に機能しているとも言えないため、議会主導で当事者団体の方々のニーズを伺い、本市単独の条例を作る。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	5	3	2	18	
自由 民主党	5	5	5	5	2	22	
公明党	5	3	3	3	2	16	
日本 共産党	3	3	3	5	2	16	
（オブザーバー） 藤野議員	3	3	3	3	2	14	

12	【課 題】（仮称）包括的な差別禁止条例（藤野英明委員）						65
	【趣旨説明（抜粋）】 日常生活のあらゆる場面における差別・偏見によって苦しんでいる市民の誰もが人権を尊重されて安心して暮らせるように、そして「横須賀市人権都市宣言」を実現する為にも、議会提案で包括的な差別禁止を目指す条例を作るべきである。						
項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	3	3	1	15	
自由 民主党	1	3	1	1	1	7	
公明党	5	1	1	3	1	11	
日本 共産党	3	5	3	5	1	17	
（オブザーバー） 藤野議員	5	3	3	3	1	15	

13

【課 題】（仮称）自殺対策推進条例（藤野英明委員）

【趣旨説明（抜粋）】

本市が自殺による犠牲者を可能な限り減らすことを強く宣言し、犠牲者数を着実に減少させていく取り組みが安定的に継続できるように支援側の人材確保や財源確保などを明記するなどこれまでの行政側の取り組みの限界を超えてさらに自殺犠牲者を着実に減らしていく為に条例を策定する。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	3	3	5	1	17	
自由 民主党	3	3	3	1	1	11	
公明党	3	3	3	3	1	13	
日本 共産党	3	3	3	3	1	13	
（オブザーバー） 藤野議員	5	3	3	3	1	15	

14

【課 題】（仮称）横須賀市こどもの権利条例（藤野英明委員）

【趣旨説明（抜粋）】

子どもの権利条約を日本が批准して25年が経つが、子どもの7人に1人が貧困であり、児童虐待のニュースは後を絶たず、いじめは社会問題化し、子どもの死因のトップは自殺である。この条約の理念を、市民が身近に思い、まちぐるみで子育てを支える機運を高めるため、市民参加型で策定を行い、子ども・子育てに係る施策の考えの基本を示して未来にわたって安心して子育てできるまちづくりの実現を図る。

項目 会派	共通度	市民生活度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
よこすか 未来会議	5	5	5	5	1	21	
自由 民主党	3	1	3	1	1	9	
公明党	5	3	5	5	1	19	
日本 共産党	5	5	5	5	1	21	
（オブザーバー） 藤野議員	5	3	5	5	1	19	

